

令和3年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和3年11月29日(月) 13:30~14:31

天神ビル11階 10号会議室

2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、伊藤委員、乙津委員、田中委員、
堤田委員、南原委員、松尾委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 天本局長

吉田理事

堀国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

矢口にぎわい振興係長、森園

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

道路下水道局

西村路政課長

博多区

野口維持管理課長

中央区

久保生活環境課長

3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 公募屋台の更新認定可否について
- (3) 更新審査の結果等について

4 議事

(事務局)

皆さまお疲れ様でございます。

大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、審査部会委員の皆さまにおかれましては、面接審査におきまして、多大なるご尽力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

10月15日に営業自粛要請が解除され、1か月以上が経過しました。

観光客が徐々に増え、屋台の利用客は回復傾向にあり、週末など多い日には、70軒以上の屋台が営業している状況であると聞いております。

これから年末を迎え、外食の機会が増えていくと思いますが、営業者の皆さまには、引き続き感染対策を徹底していただきながら、屋台営業を通じ、まちに賑わいをもたらしていただきたいと期待しているところでございます。

本日は、公募屋台に係る更新認否を中心にご議論いただくこととなりますが、ぜひご意見、ご提案を賜りますようよろしくお願いいたします。

(1) 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議事1「会議の公開について」ですが、今回は議事2「公募屋台の更新認定可否について」におきまして、屋台営業者の具体的な状況についてご議論いただく予定です。

屋台選定委員会では原則公開で進めているところではありますが、議事2の更新認定可否の議事については、各屋台の営業情報など、屋台営業者の権利や正当な利益を害する恐れがある情報を取り扱う可能性が高いこと、また、審査内容を公開することで、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、議事2については非公開として進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それでは議事2について、非公開で進めたいと思っております。

なお、公開で行われる議事3「更新審査の結果等について」の中で、私から非公開部分の審議内容の概要を説明したいと思います。

(2) 公募屋台の更新認定可否について

(委員長)

それでは、議事2「公募屋台の更新認定可否について」に入りたいと思っております。

先ほど決定しましたとおり、ここから「非公開」としたいと思いますので、事務局は、傍聴者、報道機関の方の退室誘導をお願いします。

【傍聴者、報道関係者退出】

(委員長)

では、審査部会で審査部会長に選任された八尋委員より、審査部会案の内容についてご説明をお願いします。

(審査部会長)

八尋です。

更新認定可否の審査部会案の説明に先駆けて、まず、審査部会の概要から報告させていただきます。

資料2に説明がありますので、そちらをご覧ください。

左側に審査部会の概要をまとめておりますが、審査部会は、11月2日と24日の2

回開催いたしました。

1回目は、部会長・副部会長の選任のほか、面接審査の体制や日程を決定し、2回目は、更新認定可否の部会案を決定しました。

部会長には、私、八尋が選任され、副部会長には乙津委員が選任されました。

面接は、部会委員6名を2班に分け、1班3名の体制を編成し、4日間の日程で、更新申請者25名全員に対して1人あたり約15分で実施し、部会案については、審査委員6名の合議により決定しました。

審査部会の概要は以上でございます。

次に、資料1を説明いたします。

資料1をご覧いただきたいと思いますが、1番左側、「記号」の列ですが、更新申請者を第1回公募屋台と第2回公募屋台に分け、AからYまでのアルファベット記号を振り分けました。

左から2番目、「一定の事実」の列ですが、面接で特に確認が必要な事項を記載しています。

今回は、コロナの影響を考慮し、「営業日数」と「収支」については、状況確認を中心として、赤字表記の「計画実現度が低い場合」と「文書指導を受けている場合」に、原因分析と対策の状況を確認しています。

左から3番目、「更新認否」の列ですが、認定を○（丸）で表記し、今回は全員認定という案となっております。

最後に1番右側、「審査部会意見」の列ですが、更新認定に際しての「委員会意見案」を記載しています。

ここで、お手元の参考資料「通算期間延長決定通知書」をご覧ください。

表の下から2番目に「決定に際しての委員会意見」という欄がございます。

今後の屋台営業における留意点をこの欄に明記し、更新申請者に通知することで、今後、より良い営業を行っていただくことが期待できると考えられます。

特に留意点がない方には、「公募屋台として、今後とも法令を遵守し、福岡の屋台の模範となるよう努めること」という表記を付したいと考えています。

資料1にお戻りください。

次に、個々の更新認定可否について説明したいと思いますが、その前に面接の遅刻案件について説明させていただきます。

記号□及び□の2名については、失念や寝坊を理由に面接に遅刻してまいりました。

部会案をまとめるにあたり、この2名への面接を有効なものとし、更新認否を審査して良いかどうか、その点を先に判断する必要がありましたので、審査部会の判断を説明させていただきます。

屋台というものは、そもそも、占用時間を守ることが求められますので、時間厳守は大事な要素です。

今回の面接通知では、注意喚起のために、遅刻者の更新申請を却下する可能性を示唆しておいたものの、申請却下とする具体的条件までは整理しておりませんでした。

また、更新審査は、他者との優劣を判断するものではなく、個人ごとに更新可否を判断するものであることから、遅刻者の面接を有効としても、他の更新申請者などの利益を直接的には害さないと判断しています。

以上を踏まえ、今回の更新審査においては、遅刻者の面接を有効とし、更新申請却下としない取り扱いが妥当であると判断しました。

ただし、次回以降は、公共交通機関の遅延や緊急入院などやむを得ない場合を除き、面接遅刻者の更新申請は却下することとし、更新申請者には、面接通知の内容を把握したことの確認を徹底する必要があると考えております。

このように、遅刻者の面接は有効なものとして整理した上でまとめた部会案について、順番に説明していきたいと思っております。

まず、記号□についてですが、□

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□ですが、□

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に、記号□ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、記号□ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

最後に、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

なお、11月1日の選定委員会において、委員からご意見がありました町内会加入についても確認しましたが、皆さん加入は良いことと考えており、多くの方が前向きでした。

ただし、地域によっては、町内会側が厳しい反応を示しており、その点を懸念する声がある一方で、組合を通じて町内会加入に向けて動いているとの話も確認することができました。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

1点ですが、先ほどの説明では、記号□の審査部会意見の案が□
□ということでしたが、実際には、この資料の
記載のとおり、□という
案になっております。

では、以上の説明につきまして、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

今回、コロナの影響で赤字のところがありますが、協力金などは収支に入っていないと思ってよろしいのでしょうか。

(審査部会長)

はい、入れずに収支状況を見ているということです。

(委員長)

ほかにございませんか。

(委員)

今回、面接のときに2名が遅刻されたということですが、それぞれどの程度遅刻されたのかをお聞きして良いのでしょうか。

(事務局)

今回、2名の方が遅刻された件ですが、2名とも面接開始時刻にご自宅にいらっしゃったという状況でございまして、市内及び市内近郊にお住まいということですので、そこから来られると30分から1時間程度というところがございますが、その後他の方の面接がございましたので、実際には一番最後に来ていただいたという状況でございます。

以上でございます。

(委員)

今後は遅刻者の方、やむを得ない理由がない限りは更新申請を却下すると。

非常に厳しいのかなと思いますが、やはりそこは、申請手続きする際には、注意書きもあるとのことでしたが、その決定がなされることが大前提だと思いますが、自分で個人の責任で運営するという方針もあるかと思いますが、かなり厳しいのではないかと思います。

書面等で面接のお知らせをしたいと思います。事前に電話連絡等はせずにお知らせだけなのでしょうか、それとも確認をするのでしょうか。

(審査部会長)

その点については議論がありまして、更新申請者が通知内容を理解したこと、それ

から、遅刻が許されるものではないことを認識したことの確認が重要であると考えておりました。具体的には、面接通知書に面接遅刻者は更新申請が却下になることと、その内容を確認したことを事務局に電子メールで連絡するよう明記し、更新申請者に面接通知書が届いたことを確認するため、特定記録郵便にて郵送するという。それから、更新申請者から送られてきた電子メールの内容から、面接開始時刻や申請却下の条件を把握していることを確認すること。しばらく時間が経っても連絡がない場合は、事務局が電話をかけ、同様の確認手続きを行うということを議論したところになります。

(委員)

十分に通知を徹底、また折り返しの連絡も電子メール等ですということで、先方が内容を確認されるのであれば、やむを得ない理由がないようであれば、申請却下するのも致し方ないのかなと思いますので、柔軟な対応を今後検討していただくことも含めて、よろしく願いいたします。

(委員)

これだけの資料を確認して面接をした上で更新認否を決められたということで、審査部会の皆さま、お疲れ様でした。

いくつかお聞きしたいのですが、先ほど、委員からのご指摘があり、給付金は収支に含まないという話をされていましたが、実際、いくつか決算書を見てみますと、給付金を収入に加えておられる店舗が複数あるように見えてましたが、その点について、給付金を入れないのであれば、入れない状態で赤字なのか黒字なのかという認定をされたのではないかと思います。その点を詳しくお聞かせいただけますか。

(事務局)

収支のところでございますが、報告書の中には確かに、給付金を記載しているものもございますが、一定の事実の確認の際には、給付金は除外したところで黒字か赤字かという判断をしたところがございます。

以上でございます。

(委員)

分かりました。給付金を除いたところで黒字か赤字かを判断したということで、納得しました。

続いて気になったのが、資料の一覧の中で、「毎年提出する報告書には、詳細な営業状況を記載すること」という文言と、「収支の実績及び見込みを把握し、漏れなく報告すること」、それから「毎年提出する報告書が更新認定の判断材料となるため、詳細な営業実績を記載すること」、この3つ同じようなことを述べているように見えます。

大体この3パターンがあると思いましたが、優劣であるとか、特徴があれば、教えていただきたいと思っております。

(審査部会長)

特段、優劣をつけたわけではありません。出された報告書を見まして、地域貢献の取組などの記載が少なかった場合には、「きちんと記載するように」と申し上げていることと、収支のところが記載されていないことに関しては、「収支の実績及び見込みを把握し、漏れなく報告すること」という文章にしております。

それから、警告書や注意書等については、1件であっても、真摯に受け止めているかどうかということで、「真摯に受け止めるように」と記載しているということになります。

また、何もなかった場合は、「今後とも法令を遵守すること」ということで、頑張ってくださいと励ましの言葉を記載しているということになります。

(委員)

ありがとうございます。

その点でもう一つですが、「詳細な営業実績を記載すること」という記載が結構ありますが、その枕詞として「更新認定の判断材料となるため」という文言があるものとないものがあります。例えば、記号□や記号□には「更新認定の判断材料となるため」という文言がありますが、何が違うのでしょうか。

(事務局)

今回、第1回公募屋台と第2回公募屋台の2区分がございます。

第1回公募屋台は、今回の更新を終えますと次回の更新はなく、10年間の営業で終了となります。

第2回公募屋台は、2回更新があるうちの1回目です。次回も更新の判断の機会があるということで、「更新認定の判断材料となるため」という文言が追加されているものでございます。

以上でございます。

(委員)

理解しました。ありがとうございます。

(委員長)

他はいかがでしょうか。

これまでにいくつかご質問がありましたが、審査部会案の内容につきましては、特に修正のご意見はなかったと思いますので、この審査部会案のとおりとしてよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。それでは、議事2「公募屋台の更新認定可否について」は以上となります。

ここからは公開議事に戻します。事務局は、公開資料の配布と、傍聴者、報道機関の方の誘導をお願いします。

(3) 更新審査の結果等について

(委員長)

議事3「更新審査の結果等について」に入ります。

資料のうち、「1 更新審査の結果について」は、先ほど非公開議事の中での審議内容も含めて、私から説明いたします。

1つ目の丸の「更新審査の概要」ですが、11月2日と11月24日の2回審査部会を開催しました。

1回目は、審査部会の部会長・副部会長の選任のほか、面接審査の体制や日程について決定し、2回目は、面接結果を踏まえた更新認定可否の審査部会案を決定しました。審査部会の部会長には八尋委員が選任され、副部会長には乙津委員が選任されました。面接につきましては、部会委員6名を2班に分け、1班3名の体制を編成し、4日間の日程で、更新申請者25名全員に対し、1人あたり約15分で実施しました。面接結果を踏まえた更新認定可否の審査部会案については、審査部会委員6名の合議により決定しております。

次に、資料の右側の一番上、1つ目の丸の審査部会(案)ですが、更新申請者25名全員に面接を実施し、文書指導に対する改善状況の確認、法令遵守意思等の確認などの面接結果等を踏まえ、25名全員の更新を認定することが、審査部会(案)となりました。なお、面接の遅刻者が2名発生しましたが、遅刻者が発生した場合の整理が十分でなかったこと、他の更新申請者等の利益を直接的には害さないことなどの理由から、今回は遅刻者への面接を有効としました。

非公開議事の中では八尋審査部会長から個別に説明があり、審査内容について数件のご意見がありました。たとえば、収支には給付金は含まれているのかという点については、含まれていないということ。また、遅刻はどの程度のものであったのかという点については、遅刻は1時間程度であったが、一番最後に面接を実施したということ。それから、今後の遅刻者に対して更新申請を却下とするというのは非常に厳しいのではないかとのご意見もありましたが、申請者に対してしっかりと確認を行った上で実施するというのでございました。また、審査部会案の記載内容の表現についての確認もございました。しかしながら、審査部会案の内容を修正する等の意見はございませんでした。

以上を踏まえまして、更新認定可否の結果としましては、審査部会案のとおり更新申請者25名全員の更新を認定することとしました。

続いて、2つ目の丸ですが、本日の選定委員会の決定後から令和4年3月31日までの間に、文書指導など一定の事実等が確認された際には、一定の事実の内容を踏まえ、委員長と八尋副委員長で対応について協議し、必要に応じて選定委員会を開催することとしたいと思います。

更新決定後の取扱いにつきまして、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

先ほどの遅刻の件ですが、今回は遅刻者の面接を認めたわけですが、これを前例にしないということをきちんとしておいた方が良いと思います。そうしておかないと、あの時は良くて、この時はダメなのかという話になりかねません。

これは前例にしないということをしつかりと皆さんにお知らせして、対応すべきだと思いますし、やはり遅刻して遅くなるというのは、他の皆さんに対して大変失礼です。他に屋台をしたい人がたくさんいるのに、この人たちは選ばれた。選ばれたこの人たちが遅刻をするというのはいかがなものかなと思います。少し厳しいかもしれませんが、そのあたりはしっかりしておかなければならないと思います。

(委員長)

ありがとうございます。他に何かございますか。

他にご質問等がないようですので、更新決定後については、一定の事実の内容を踏まえ、わたくしと副委員長で対応について協議し、必要に応じて選定委員会を開催することとしてよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

続きまして、資料右側の中段「2 次回更新審査に向けた見直しについて」ですが、審査部会において委員から出た意見でございますので、八尋部会長から説明を願います。

(審査部会長)

はい。説明いたします。次回更新審査に向けた見直しについてです。

まず、「2 班体制による面接審査の公平性の強化」についてです。

今回から、面接審査の体制を「部会長班」と、それから「副部会長班」の2 班に分けて面接を実施しました。面接に当たっては、共通の質問を行うことにより、審査の公平性を確保したところですが、次回から、「部会長班」と「副部会長班」2 班体制を維持しつつ、部会長及び副部会長は、すべての面接の面接員となることで、面接審査の更なる共通化を図るとともに、公平性を強化したいと考えております。

次に、「面接審査の更なる円滑化」についてです。

タイトなスケジュールの中でも、円滑に更新審査を進められるように、審査資料を効果的に事前確認する方法や、事前確認事項を絞るために面接時の役割分担を細分化するなどの見直し、記載内容にばらつきがある収支状況の報告に関して、具体的な記載方法を示すなどの見直しを検討したいと考えております。

最後に、繰り返しにもなりますが、「指定した面接開始時刻に遅刻した場合の取扱い」についてです。

今回は、注意喚起の目的で、面接に遅刻した場合は更新申請却下となる可能性があるとしておりましたが、申請却下とする具体的条件等を整理しておりませんでした。次回からは、公共交通機関の遅延や緊急入院などやむを得ない場合を除き、指定した面接開始時刻に集合していなかった場合は、申請却下とすることを明確にし、面接日時、申請却下条件などの周知を徹底したいと考えております。

説明は以上です。

(委員長)

次回の更新審査に向けた見直しについて、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。ご質問等がないようですので、次回更新審査については以上のように見直すこととしてよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

(委員長)

ありがとうございます。

本日の議題は以上ですが、全体を通して何かご意見やご質問はありますか。

(委員)

先ほど、委員からもお話がありましたが、やはり、コロナの影響で収支が赤字になっているところが多いです。手立てをとっていただきたいということと、この委員会に関して、事前に配布できる資料がほとんどないということで、当日この場で色々と精査しなければならないという大変さもありますので、どうしても当日にしか出せない資料というものもあると思いますが、事前に出せる資料は出していただきたいということと、そういった資料を作成する工夫をしていただきたいという要望です。

よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。他にございますか。

(委員)

すみません。いつも申し上げていますが、福岡博多屋台MAPを見ていただくと、長浜地区が2店舗となっていますが、「長浜屋台とん吉本店」は今出ていますか。

(事務局)

休業中でございます。

(委員)

ということは、実質1店舗ですね。公募して、前回やっと手が上がって1店舗決まりましたが、コロナの影響もあってですが、まだ開店していない状態ですから、営業しているのが1店舗しかない。

選定委員会で諮るようなことではないのかもしれませんが、そもそもこの場所で継続可能なかどうかという点については、選定委員会としてではないにしても、屋台

の担当の方としては、是非ご検討いただきたいということがひとつと、それから、そうは言っても、例えばですが、もう1回長浜地区、あるいは他で人気があったらですが、ぜひ、少なくとも長浜でもう1回、もしかしたら手が上がるかもしれませんので、なるべく早めに公募を採用していただきたいと思いますが、その点のお考えはいかがでしょうか。

(事務局)

次回公募の状況と、長浜の状況に関するお質しかと思います。

長浜につきましては、おっしゃるとおり、営業している軒数が少ない状況でございます。

次回公募につきましては、廃業の状況や地域のお声などを踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(委員)

時期はなるべく早くお願いしたいということと、場所については、コストをかけて整備をしたので、そこを移すということはなかなか難しいとは思いますが、今はそもそも稼働しておりませんので、この場所で存続可能なのかどうかについても是非、そろそろ具体的に考えていただきたいと思っています。

これは要望ということで構いませんので、よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。他に全体を通して、何かご意見はございますか。

(委員)

今のご意見に関連してということになりますが、公募するときは全体しかできないのでしょうか。長浜だけに限って公募することはできないのでしょうか。できるとするならば、全体で公募するよりは、少し、長浜でやってやろうという考えの方が集まるのかもしれないなど。ただの思い付きの意見ではありますが。

(事務局)

公募の募集場所の区分等でございますが、単体で募集することはできないなどの決まりは特にございません。考え方のひとつとして、長浜に限って募集を行うということもあると思いますし、一方で、費用と労力がかかることでもありますので、他に空いているところがあれば、一緒に募集した方が良いのではないかというご意見もあると思います。

その点につきましては、事務局でも議論しながら、最終的に選定委員会にて説明し、ご議論いただきたいと考えております。

以上でございます。

(委員)

長浜だけが空いている状況です。他の場所が空いたとしても、そこは埋まって、屋

台を出さないということはないと思います。

だとすれば、長浜だけで募集を行っても良いと思います。他の場所では、皆さん屋台がやりたくてたまらないと思います。長浜だけ埋まらないということであれば、そこは柔軟に対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

繰り返しになりますが、長浜単独での募集につきましても、ひとつの案として、事務局としても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(委員)

できない話なら言いません。できる話だと思って言っています。行政がやると決めればやれると思います。

先ほど、委員がおっしゃっていたように、現在の場所は費用をかけて整備しておりますが、あの場所ではお店は出せないのではないかと思います。1軒、頑張っって営業を続けているのかもしれませんが。

今の場所よりももっと天神側、浜の町病院の手前くらいの場所に移した方が、長浜というよりも天神になってしまうんですね。長浜という名前が本当に良いのかどうかというと、今の時代に合わないかもしれない。それよりも、天神で屋台を出したいという考え方も、結構あると思います。

整備費用など色々あると思いますが、そのあたりも考慮して、できるだけ早く、長浜の話は決着をつけた方が良いと思います。

(事務局)

様々な角度からのご意見ありがとうございます。今回のご意見を踏まえて、事務局で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

今回の面接の中でも、屋台の業者の方から、屋台の原点とも言える長浜の復調に向けた思いの発言が2件ありました。

長浜で公募ということになると、手を上げる方もいるのかもしれませんが。

長浜が原点として、もっともっと賑わってほしいというのは、営業されている皆さん、強く思っておられました。

(委員長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。